

お孫さまへ教育資金の 贈与をご検討の方へ

平成25年度税制改正にて教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)が創設され、直系尊属(祖父母、父母など)から30歳未満のお孫さまなどへ教育資金を非課税にて一括贈与する取扱いが開始されました。

お孫さまなどへの教育資金の贈与にあたって、この非課税措置の活用を検討される場合は、是非当JAにご相談ください。

教育資金一括贈与に係る非課税措置のポイント

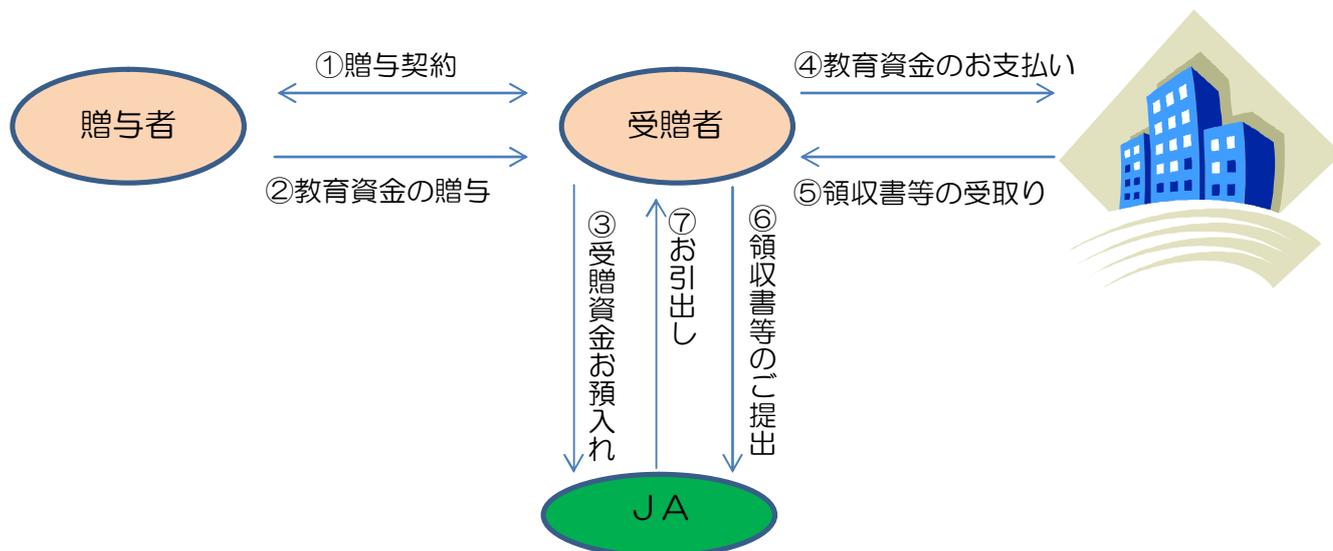
- ポイント1** 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの贈与が対象となります。
- ポイント2** 直系尊属(祖父母、父母など)からの贈与が対象となります。
- ポイント3** お孫さまなど一人あたり1,500万円までの教育資金の贈与が非課税となります。
- ポイント4** お孫さまなどの年齢が30歳になるまでの教育資金が対象です。
- ポイント5** 非課税措置を受けるためには、教育資金の支払いに充てたことがわかる領収書等のご提出が必要です。

【制度のイメージ】

祖父母さまなど

お孫さまなど

学校等の教育機関



※上記制度のイメージは、お客様が学校等に教育資金を支払われた後に、その支払いに係る領収書等を窓口にご提出いただいたうえで、口座からご資金をお引き出しする方法のイメージです。

このほかにも、請求書等を窓口にご提示いただき口座からご資金をお引き出された後に、教育資金の支払いに充てたうえで、後日窓口で領収書等をご提出いただく方法もあります。

【教育資金の範囲】

非課税措置の対象となる教育資金の範囲は次のとおりとなります。詳しくは、当JAにお尋ねいただくか、文部科学省のホームページをご参照ください。

☆学校等に対して直接支払われる金銭

○学校等への支払いは、上限1,500万円までが非課税

○学校等は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学(院)・保育所・認定こども園・専修学校・各種学校・一定の外国の教育施設など

☆学校等以外の者に直接支払われる金銭で教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの

○学校等以外の者への支払いは、1,500万円のうち500万円までが非課税

○学校等以外の者は、学習塾・スポーツ教室・文化芸術に関する教室など

☆対象となる費用

学校等の場合・・・入学金、授業料、入園料、保育料、施設整備費、修学旅行・遠足費、入学検定料、学用品費など

学校等以外の場合・・・学習塾やスポーツ教室に直接支払われる月謝など

【留意事項】

直系尊属からの贈与を受けたお孫さまなどが、その資金をお孫さまなどの名義の口座にお預入れいただいた場合に非課税の対象となります。

ただし、本口座の貯金が教育資金に使われなかった場合、教育資金の支払いに充てた領収書等が期限までに提出されなかった場合、領収書等に記載の支払年月日と本口座からのお引き出し日が同じ年に属さない場合、お孫さまなどが30歳に達した時点で本口座に残高がある場合など、贈与税の課税対象となる場合がございますのでご注意ください。

【ご参考 教育資金の贈与に係る現行の制度】

現在でも、扶養義務者(※)から、必要な都度、直接生活費または教育費(学費や教育費、文房具等で義務教育費に限りません)に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものは、贈与税の課税対象外です。

(※)扶養義務者とは、配偶者、直系血族(祖父母、父母など)、兄弟姉妹、家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等以内の親族等をいいます。

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」のご活用にあたっては、現行の制度とメリット・デメリットを比較のうえ、ご検討されることをお勧めします。

- 本資料は、租税特別措置法等の内容を踏まえて作成したのですが、今後の税制改正等により内容が変更となる場合があります。
- なお、具体的な税務上の取扱いについては、税理士・税務署にご確認ください。



JA横浜 JAセレサ川崎 JAよこすか葉山 JA三浦市 JAさがみ JA湘南 JAいせはら
JAはだの JAあつぎ JA県央愛川 JАかながわ西湘 JA相模原市 JA津久井郡